

平成 29 年度

監 査 報 告 書 IV

(行政監査)

飯 田 市 監 査 委 員

30 飯監第 6 号
平成 30 年 5 月 15 日

飯田市長 牧野光朗 様
飯田市議会議長 清水 勇 様
飯田市教育長 代田昭久 様

飯田市監査委員 加藤良一
飯田市監査委員 北澤福一
飯田市監査委員 木下克志

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した、平成29年度行政監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第12項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査のテーマ

「負担金、補助金及び交付金（以下、「補助金等」という。）について」

第2 監査の目的

市の行財政運営の効率化を促すため、経済性、効率性及び有効性等の観点を重視した行政監査として、より深く掘り下げた監査を実施する。

第3 監査の期間

平成29年12月4日から平成30年5月15日まで（面接監査は平成30年1月16日に実施）

第4 監査の対象

監査委員の合意により、4課が交付する補助金等について対象とした。

- (1) 健康福祉部 福祉課「地域支え合い活動推進事業補助金」
- (2) 産業経済部 産業振興課「飯田高等職業訓練校補助金」
- (3) 産業経済部 観光課「遠山郷観光事業実施補助金」「遠山郷観光協会体制強化補助金」
- (4) 教育委員会 生涯学習・スポーツ課「風越登山マラソン大会実行委員会負担金」

第5 監査の方法

対象の4課に対し、平成25年度から平成29年度までに交付した補助金等について、次の内容がわかる調書を求めた。

- (1) 補助金等を交付している団体等（以下、「団体等」という。）
- (2) 団体等の概要（法的根拠、市の施策の位置付け等）
- (3) 担当部署の関わり方
- (4) 補助金等を交付する目的
- (5) 補助金等を交付する根拠
- (6) 補助金等の算出の基礎
- (7) 団体等への補助金等の金額及び年度ごとの経過
- (8) 団体等への補助金等の交付手続に係る書類のうち該当するもの
 - ① 団体等からの補助金等交付申請書、予算書及び事業計画等
 - ② 補助金等の決定に係る決裁文書
 - ③ 支出負担行為決議書
 - ④ 補助金等交付決定書通知
 - ⑤ 団体等からの実績報告書
 - ⑥ 補助金等交付確定書通知
 - ⑦ 請求書及び支出命令書等、支払いに係る書類一式
 - ⑧ 概算払いの場合は、精算命令書
- (9) その他
 - ① 補助金等の効果及び条件履行の確認方法
 - ② 団体等に対する補助金等以外の支出の有無
 - ③ 団体等に対する別の補助金等の有無
 - ④ 団体等が行っている事業に類似する、別団体が行っている事業に対する補助金等の交付の有無
 - ⑤ 補助金等を交付する目的や事業への問題及び課題

これらの調書に加え、補助金等交付規則（昭和 45 年 7 月 15 日規則第 31 号）、事務事業実績評価表を監査資料とし、書類監査及び面接監査により課等の長及び関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の着眼点

- (1) 補助金等は地方自治法第 232 条の 2 で「公益上必要がある場合」において、補助をすることができることとなっている。このことにより、明確な公益性があるか。
- (2) 補助金等の目的に、妥当性があるか。
- (3) 補助金等の交付は、市の政策的課題の解決につながるものか。
- (4) 補助金等交付規則に定められた申請から交付決定、確定までの一連の処理において、内容確認や適切な処理が行われているか。
- (5) 補助金等の額に妥当性はあるか。（同じ金額を前例踏襲で支払っていないか。）
- (6) 特定の団体等に特権的な恩恵を与えるものではないか。既得権化されていないか。
- (7) 補助金等の要綱について、必要に応じて改正を行っているか。
- (8) 交付先の会計処理や事業等のチェックを、必要に応じて適切に行っているか。

第7 監査の結果

監査の結果、補助金等についてはその目的に沿い、概ね適正に交付されていることを認めたが、次のとおり改善又は改善の検討を要する事項があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

【監査結果件数】

監査種類	部署名	監査結果件数		
		指摘事項	指導事項	検討要望事項
面接監査	福祉課	0	0	2
	産業振興課	0	0	2
	観光課	0	0	2
	生涯学習・スポーツ課	0	0	2
	合計	0	0	8

【監査結果の区分】

指摘事項：財務に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

検討要望事項：制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【検討要望事項】

1 福祉課

- (1) 補助金の交付申請について、補助金等交付規則に則った書類の処理を行うなど、規則を遵守した上で補助金の交付を行われたい。
- (2) 補助金交付先からの事業報告を十分理解し、帳票類を確認するなど、補助金等交付規則に基づいた検査を必要に応じ行われたい。

2 産業振興課

- (1) 市の補助金について、県の補助金額の変動等を考慮し、見直しの機会を設けられたい。
- (2) 実績報告にあたっては、必要に応じ帳票類を確認するなど、補助金等交付規則に基づいた検査を検討されたい。

3 観光課

- (1) 補助金交付先からの事業報告を十分理解し、帳票類を確認するなど、補助金等交付規則に基づいた検査を必要に応じ行われたい。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定及び確定に至るまで、補助金等交付規則に則った書類の処理を行うなど、規則を遵守した上で補助金の交付を行われたい。

4 生涯学習・スポーツ課

- (1) 負担金の交付申請について、補助金等交付規則に則った書類の処理を行うなど、規則を遵守した上で負担金の交付を行われたい。
- (2) 風越登山マラソンに関する負担金のあり方について、補助金等交付規則に則り、繰越金等について適正な処理を検討されたい。

第8 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第12項の規定に基づくもの）
平成29年度 監査報告書Ⅳ（行政監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
1 補助金の交付申請について、補助金等交付規則に則った書類の処理を行うなど、規則を遵守した上で補助金の交付を行われたい。	補助金の交付申請については、補助金等交付規則に則った記載をするように申請書や交付決定書を改める。また、添付書類についても項目等を改善していく。 (福祉課)
2 補助金交付先からの事業報告を十分理解し、帳票類を確認するなど、補助金等交付規則に基づいた検査を必要に応じ行われたい。	(1) 補助金等交付規則に基づき、補助交付先への帳票類の立入検査を必要に応じて行う。 (福祉課)
	(2) 補助金等交付規則に基づいた検査を平成30年度中に実施し、その後も必要に応じて検査を実施する。 (観光課)
3 市の補助金について、県の補助金額の変動等を考慮し、見直しの機会を設けられたい。	遠山地区との合併による一時増額分の激変緩和による減額を含め、補助金の見直しについて協議の場を設けていく。 (産業振興課)

検討要望事項	措置状況
<p>4 実績報告にあたっては、必要に応じ帳票類を確認するなど、補助金等交付規則に基づいた検査を検討されたい。</p>	<p>実績報告を受けた場合においては、書類審査のほか現地調査など必要に応じた検査を実施していく。</p> <p>(産業振興課)</p>
<p>5 補助金の交付申請、交付決定及び確定に至るまで、補助金等交付規則に則った書類の処理を行うなど、規則を遵守した上で補助金の交付を行われたい。</p>	<p>補助金の交付申請、交付決定及び確定に至るまで、補助金等交付規則に則った書類の処理を行うなど、規則を遵守した上で補助金の交付を行う。</p> <p>(観光課)</p>
<p>6 負担金の交付申請について、補助金等交付規則に則った書類の処理を行うなど、規則を遵守した上で負担金の交付を行われたい。</p>	<p>負担金を取り扱う職員の中で、負担金交付申請から負担金交付、精算までの事務処理と、補助金等交付規則に則った交付申請書の記載内容等を再確認し、規則の遵守を徹底していく。</p> <p>(生涯学習・スポーツ課)</p>
<p>7 風越登山マラソンに関する負担金の在り方について、補助金等交付規則に則り、繰越金等について適正な処理を検討されたい。</p>	<p>大会の中止による剰余金が発生した場合は、主催団体負担金と協賛団体協賛金の納入額で剰余金を按分し、返還するよう取り扱う。また、今後の大会中止の場合に備えて事前に財政課と協議しておく。</p> <p>(生涯学習・スポーツ課)</p>